

令和6年8月9日
福島県農林水産部
(水田畑作課)

令和6年産米の緊急時モニタリング検査の開始について

令和6年産米の緊急時モニタリング検査（抽出検査）を下記のとおり開始しますので、お知らせします。

記

1 対象地域

米の緊急時モニタリング検査は、全量全袋検査対象地域（※）を除く水稻の作付のある地域で実施します。

※ 南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、川俣町(旧山木屋村)
(檜葉町は、令和6年産米から全量全袋検査からモニタリング検査に移行)

2 検査方法

全量全袋検査からの移行年次ごとに検査頻度を定めて抽出検査を行い、基準値を超える放射性セシウムが検出されなければ、当該旧市町村又は市町村の出荷・販売の自粛が解除になります。

検査頻度	移行1～3年目の市町村：旧市町村3点
	移行4年目の市町村：旧市町村1点以上かつ市町村3点
	移行5年目の市町村：市町村3点

令和6年産米において、広野町・川内村・田村市・檜葉町が移行1～3年目に該当し、それ以外の市町村は移行5年目に該当します。

なお、早期出荷米（本県の一般的な収穫時期より早く収穫される米）については、各市町村の検査頻度に応じて、旧市町村又は市町村単位で生産者ごとに検体を検査し、基準値超過がなければ、当該生産者の出荷・販売の自粛が解除になります。

また、早期出荷米を含め、必要な点数の検査を実施し、基準値超過がなければ、当該旧市町村又は市町村全体の出荷・販売の自粛が解除になります。

3 結果公表開始日

令和6年8月9日（金）夕方

<問い合わせ先>

福島県農林水産部水田畑作課

主幹兼副課長 矢吹 勝利

電話：024-521-7359 内線：3201

